

即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について（概要）

1. 安全・安心

【電気、ガス、水道】＜P.1＞

- ・停電、ガス漏れ、漏水等、緊急性の高いものについては、365日24時間対応できる体制を維持。

【証券】＜P.2＞

- ・大手証券会社、ネット証券会社（約20社）を中心に、10連休の間、外国株式・日経225先物等を取り扱う予定。
- ・外国市場監視当局に対し、日本の市場が10連休となることを注意喚起するとともに、特に日本株関連の取引に係る市場監視について連携を強化。
- ・市場監視を行う取引所の人員を大幅に増員（最大時に倍増）し、監視基準を通常よりも強化。

【金融機関】＜P.3、4＞

- ・原則、全てのATMは、通常の土日・祝日と同様に稼働。
- ・各金融機関においては、例えば、ATM現金残高の24時間監視・アラーム検知や、警備会社の人員・現金量を例年の長期連休比で一日当たり3割増とする等の方法により、対応を徹底。
- ・また、中小企業等の資金繰りに関し、民間・政府系金融機関において、中小企業である顧客に電話・訪問等で個別・能動的な注意喚起を徹底。民間金融機関には、10連休に伴う資金需要に原則として応じるよう要請済み。日本公庫は通常の融資枠とは別枠での融資を準備・実施。

【海外安全対策】＜P.6＞

- ・「春の海外安全対策強化キャンペーン」として、デジタル広告及び新聞広告、ポスターの掲示、羽田空港イベントへの出展等を実施。累計「たびレジ」^(※)登録者数は約454万人（3月31日現在）。^(※)「たびレジ」：外務省による旅先の安全情報メール配信サービス

平成31年2月25日
即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議
平成31年3月25日及び4月15日一部改定

2. 医療

【医療機関】＜P.7＞

- ・10連休中の医療提供体制のリストについて、4月12日現在、37の都道府県が行政機関のHPや広報誌等の手段により公表済み。10連休前には完了。
- ・医薬品、医療機器等について、卸売販売業者と医療機関等で連携して供給体制を確保。
- ・診療報酬の休日加算等について、都道府県や関係団体等に対して通知済み。

3. 交通

【公共交通機関】＜P.8＞

- ・鉄道駅、旅客船内・ターミナル、バス主要営業所・車庫、空港等において警戒警備等のテロ対策を実施。
- ・不慣れな利用者向けの情報発信、旅客誘導・整理に係る要員の増員等、混雑対策を徹底。

【宿泊施設】＜P.8＞

- ・観光庁HPにおいて、京都府や沖縄県は8割以上の宿泊施設が予約満室の状況となっている一方、予約可能な客室が残っている宿泊施設が4～5割程度存在している都道府県も多数ある等の最新の予約状況に関する情報を掲載。

（注）頁番号は補足説明資料における頁番号に対応。

4. 需要の増加等

[運輸業] <P.9>

- ・倉庫業、貨物利用運送業、海運業、トラック運送業、港湾運送業、貨物鉄道業の各運送事業者において、荷主との事前調整、連休中の営業体制に関する情報提供等を実施。宅配事業者においては、連休期間中も通常通り営業予定。

[小売業等] <P.10>

- ・全国の中央卸売市場等は概ね5日程度開場。
- ・卸売業者・仲卸業者と取引先との間で連休中の休開市日が共有されるよう卸売市場開設者に文書で周知済み。

[郵便] <P.11>

- ・4月27日(土)のほか、特例として5月2日(木)に普通郵便等を配達。速達、書留、ゆうパック等は毎日配達。
- ・日本郵便HP、全国の郵便局窓口でポスター掲示、郵便ポストのステッカー貼付等により周知。

[一般ごみ] <p.13>

- ・生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集又は1週間に1回以上収集予定等の市区町村が99.5%。残りの市区町村も、通常の収集頻度に鑑みると問題ない。

5. 雇用等

[長時間労働抑制、収入減少対応] <P.14>

- ・経済団体、人材派遣事業者団体等9団体を内閣府及び厚生労働省職員が訪問し、協力依頼及び加盟企業や労働者の状況のヒアリングを実施。年間スケジュールが既に決まっている業種は、混乱はないとの情報もあった。

[生活困窮者支援] <P.14>

- ・生活保護、生活困窮者自立支援等について、地域の実情を踏まえながら、10連休中も適切な対応が行われるよう自治体に依頼済み。

6. 保育その他の福祉サービス

[保育] <p.15-16>

- ・一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10連休に限った補助の加算を創設。
- ・ほぼ半数の市区町村がニーズの把握を実施、又は実施予定。ニーズがあると見込まれる市区町村の多くが、対応の要請及び広報を実施する見込み。

[その他の福祉サービス] <P.17>

- ・関係者や自治体宛に以下の要請を実施済み。
 - ü 介護サービスに関して、利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制を確保。
 - ü 障害福祉サービス等に関して、障害児者の生活に支障を来さないよう、地域の実情に応じたサービスを確保。

7. 教育・青少年

- ・学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保
- ・ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底
- ・学校の授業時数の確保

8. 広報・周知等

[政府広報] <P.18>

- ・政府広報オンライン(関連リンク拡充中)、BS番組、新聞広告(突出し・記事下)、Yahoo! JAPANバナー広告、ラジオ番組、チラシ配布等により、即位日等休日法の趣旨や10連休の対応等を周知。

[訪日外国人旅行者] <P.20>

- ・日本政府観光局の海外向けSNSにて、10連休になること、当該期間の交通機関や金融機関に関する情報を発信。

「即位日等休日法の施行に伴う 大型連休への対応について」 補足資料

平成31年4月15日

即位日等休日法の円滑な施行
に関する関係省庁連絡会議

1. 安全・安心

(1) 電気、ガス、水道等のライフラインの維持

[課題]

緊急時 (停電、ガス・水漏れ等) の国民からの問い合わせ先を整備する。

緊急時の事例

電気

- ・電気が使えない (停電)
- ・ブレーカーが落ちる
- ・お湯がでない (オール電化)

ガス

- ・ガスが出ない
- ・ガス臭い
- ・お湯が出ない

水道

- ・漏水している
- ・水が濁っている
- ・水が出ない

以下の通り適切に対応

電気・ガス・水道の各事業者において、10連休でも、通常の土日・連休と変わらない体制を維持。

<事業者による対応例>

電気

小売電気事業者において、停電等に関する問い合わせ窓口を設置。問い合わせの内容に応じて、エリアの一般送配電事業者の連絡先 (365日24時間受付対応可能) をお伝えするなどの対応をしている。

ガス

ガス漏れ等緊急性の高いものについては、シフト制で365日24時間対応できる体制を維持。その他の問い合わせについては、事業者ごとに定めた曜日・時間帯に受け付けるようになっている。

水道

漏水等緊急性の高いものについては、担当窓口で基本的に365日24時間対応できる体制を維持。その他の問い合わせについては、事業者ごとに定めた曜日・時間帯に受け付けるようになっている。

1. 安全・安心

(2) 金融システムの稼働 ①連休前後の証券取引所等の対応

[課題]

○連休前後のマーケットが混乱することのないよう適切に対応すること

- ・ 主要証券会社に対し、10連休中の海外証券市場の動きに備え顧客に売買等の機会を確保するよう要請。これを受け、大手証券会社、ネット証券会社(約20社)を中心に、10連休の間、外国株式・日経225先物等を取り扱う予定。
- ・ 日本証券業協会に対し10連休中に外国株式・日経225先物等の取引ができる証券会社の公表を要請。これを受け、同協会がHPにおいて4月11日に公表。
- ・ 日本株や関連商品を取り扱う海外取引所や取引所が存在する外国市場監視当局に対し、日本の市場が10連休となることを注意喚起するとともに、特に日本株関連の取引に係る市場監視について連携を強化。
- ・ 市場監視を行う取引所の人員を大幅に増員(最大時に倍増)し、監視基準を通常よりも強化。

<日本証券業協会のHP掲載内容>



<注意喚起を行った外国当局・海外取引所>

- ・ 米SEC (証券取引委員会)
- ・ 米CFTC (商品先物取引委員会)
- ・ 英FCA (金融行為規制機構)
- ・ シンガポールMAS (金融管理局)
- ・ 香港SFC (証券・先物取引監察委員会)
- ・ 独BaFin (連邦金融監督庁)
- ・ ニューヨーク証券取引所
- ・ ロンドン証券取引所
- ・ シカゴマーカントイル取引所
- ・ シンガポール証券取引所

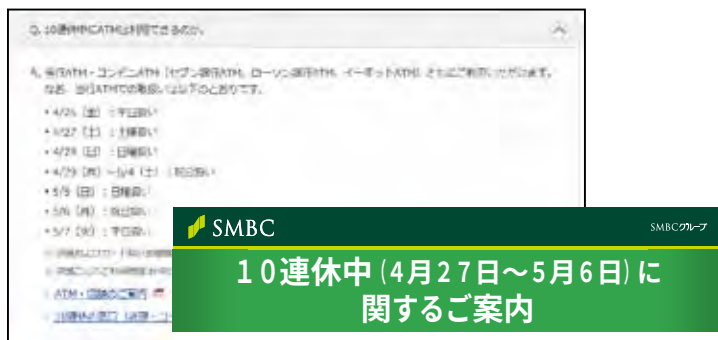
1. 安全・安心

(2) 金融システムの稼働 ②金融機関の対応

【課題】 10連休に当たって国民生活に支障が生じることのないよう、ATMの稼働、中小企業等の資金計画への丁寧な対応、連休前後に集中する取引・事務の円滑な処理等を的確に行うこと

- 原則全てのATMは、通常の土日・祝日と同様に稼働。各金融機関において、例えば、ATM現金残高の監視・補填等により対応を徹底。また、顧客に対し、店舗の休業予定や資金計画の必要性その他の留意事項等について、丁寧に、注意喚起・周知徹底を図る。また、各金融機関において必要なシステム改修や事務態勢の構築を徹底。

＜金融機関による周知の例＞



Q. 10連休中にATMは稼働するの？

A. 当行ATM・コンビニATM・セブン銀行ATM、ローソン銀行ATM、イーネットATMは、通常どおり稼働いたします。
なお、当行ATMでの取扱いには下記のとおりです。

- ・4/26（土）：通常通り
- ・4/27（土）：通常通り
- ・4/28（日）：通常通り
- ・4/29（月）～5/4（土）：通常通り
- ・5/5（日）：通常通り
- ・5/6（月）：通常通り
- ・5/7（火）：通常通り

SMBCグループ

10連休中（4月27日～5月6日）に関するご案内

4月27日（土）～5月6日（月・祝）が10連休となります。10日となり、連休前後は窓口の混雑が予想されますので、お手続きいただきますようお願いいたします。

⚠️ ご注意ください

元号改定を名目としたキャッシュカード詐欺が確認され、全銀協の関係者が元号改定を理由として、キャッシュカード暗証番号を聞きだすこと等は**絶対にありません**ので、こ

連休中もATM、SMBCダイレクトはご利用いただけます



ゴールデンウィーク中の営業案内

	4/27 (土)	4/28 (日)	4/29 (月)	4/30 (火)	5/1 (水)	5/2 (木)	5/3 (金)	5/4 (土)	5/5 (日)	5/6 (月)
支店	休業日の手数料となります									
ATM	ATMは通常通りご利用いただけます ※ATMの稼働・取扱いには下記のとおりです									

詳しくは各店舗またはお近くの最寄ホームページまで <https://www.mizuho.co.jp/>

※各店舗の営業時間・ATMの稼働・取扱いには下記のとおりです。各店舗の営業時間・ATMの稼働・取扱いには下記のとおりです。

＜金融庁における周知＞

10連休に際してご留意いただきたいこと

1. 金融機関等のご利用について

10連休中は、多くの金融機関等において店舗・窓口等における営業は行われない予定です。月末月初を挟み非営業期間が長期となることを踏まえ、以下の点にご留意ください。

① 現金について

① 連休中も、ATMについては、基本的には通常の土日・祝日と同様に稼働することが出来るよう、各金融機関において、現金補填等の準備を進めています。
他方で、金融機関ごとに引出限度額が設定されているほか、10連休中に通常以上の現金等のご利用予定や予定外の支出等があることも想定され、例えば、予め連休中に多額の現金が必要となる場合によっては連休前に準備しておく、ATMの引出限度額を予め引き上げておく等の対応が必要でないか事前にご確認いただくなど、余裕を持った対応にもご留意をお願い致します。

※具体的なATMの営業時間・引出限度額等については、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関のお知らせ等をご覧ください。

（参考）総務省・金融庁等による「2019年5月1日の改元および10連休に関する銀行取引の留意事項」

（中略）

～資金の準備など～

② 10連休に伴い、給与振込等の出金日、お振込先からの入金日等の資金決済が通常とは異なるスケジュールとなる可能性があります。また、連休前にまとまった仕入れを行うための資金や、現金・釣り銭等の準備が必要となる場合があります。

③ この点、金融庁としても、各金融機関に対し、

- ・中小企業に対し、窓口の営業予定やこれを踏まえた資金計画の必要性等を周知徹底すること。
 - ・決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じること
- 等を実施しているところです。

各金融機関においても、顧客である事業者等の方へ上記の旨を周知徹底し、丁寧に説明・相談に応じていくこととしていますが、事業者の皆様におかれましては、今一度、連休前後や連休中の資金計画を改めてご確認くださいませようをお願い致します。

④ また、融資の返済日が連休中に設定されている場合、取引銀行との契約内容に従い、前営業日（4/26）または翌営業日（5/7）扱いとなることが考えられます。利息の取扱い等を含め、取引金融機関にご確認ください。

（注）原則全ての国内銀行等が10連休に当たっての留意事項等の公表・周知を実施済。

1. 安全・安心

(2) 金融システムの稼働 ②金融機関の対応 (続)

【課題】 10連休に当たって国民生活に支障が生じることのないよう、ATMの稼働、中小企業等の資金計画への丁寧な対応、連休前後に集中する取引・事務の円滑な処理等を的確に行うこと

- ・ 政府系・民間問わず、個別の金融機関において、電話・訪問等で個別・能動的に、中小企業である取引先に周知・注意喚起を実施。
- ・ 政府系金融機関・信用保証協会において、10連休に関する特別相談窓口を設置し、日本公庫は通常の融資枠とは別枠での融資を実施し、連休中も電話相談を実施(4月30日から5月2日まで)。

<日本政策金融公庫による周知>

ニュースリリース

JFC 日本政策金融公庫

平成 31 年 3 月 1 日
株式会社日本政策金融公庫

「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」の設置及び「休日電話相談」の実施について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、3月1日付で、全国 152 支店[※]に、「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を設置しました。

また、中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご相談に対応するため、4月30日(火)から5月2日(木)の3日間、「休日電話相談」を実施します。

日本公庫は、例年になく長期の 10 連休に伴い、資金繰り対策の必要が生じる可能性のある中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

※最寄りの支店にて、皆さまからのご相談に対応しています。各支店の住所・電話番号等は日本公庫ホームページをご覧ください。(受付時間:平日 9:00~17:00)

(<https://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html>)

<中小企業庁による周知>



本文へ サイトマップ
English
文字サイズ 小 中 大

トップページ ▶ 主要レポート ▶ 平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り相談について

平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り相談について

平成31年3月22日

例年になく長期の10連休に伴い、資金繰り対策に関する相談に迅速かつきめ細かな対応を行うため、全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に特別相談窓口を設置します。また、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫は、「休日電話相談」を実施するとともに、通常の融資枠とは別枠の融資(セーフティネット貸付)を実施します。

概要

例年になく長期の10連休に伴い、資金繰り対策の必要が生じる可能性のある中小企業・小規模事業者の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に迅速かつきめ細かな対応を行うため、全国の日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会に「平成31年4月27日から5月6日までの10連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」を設置します。

また、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫は、4月30日(火)から5月2日(木)の3日間、「休日電話相談」を実施するとともに、通常の融資枠とは別枠の融資(セーフティネット貸付)を実施します。

相談申し込み先等の詳細は、以下の各機関ホームページをご覧ください。
<特別相談窓口の設置>

日本政策金融公庫(PDF形式)^{※1}

沖縄振興開発金融公庫(PDF形式)^{※2}

商工組合中央金庫(PDF形式)^{※3}

全国信用保証協会^{※4}

1. 安全・安心

(4) 災害時の対応等

【課題】

- 10連休中に大規模自然災害等が発生した場合に適切に対応できる体制を確保する。
- 災害関係の行政窓口について、住民の生活に支障が生じないよう適切に対応する。

【(H31. 3. 20付け)内閣府⇒各省庁、各都道府県⇔各市町村>、各政令指定都市あて発出]
⇒災害関係の行政窓口については、関係機関が連携しつつ、地域の実情を踏まえながら、10連休中においても住民の生活に支障が生じないよう、必要な対応を依頼。

【取組状況聞き取り調査】

⇒主として「東日本大震災」「西日本豪雨」「北海道胆振東部地震」「熊本地震」における仮設住宅居住の住民への対応について、関係市町村に対して取組状況聞き取り調査

【調査結果(共通事項)】

⇒一般住民、仮設住宅の住民に対して10連休の間特別な措置を講じる予定のものはないが、10連休中にかかわらず、1年365日職員が交代制で日直及び宿直、関係部局間における緊急連絡網の策定等により緊急事態発生のための対応を行っている。また生活相談等に関する情報提供も定期的に行い、国民生活に支障が生じることのないよう、努めているところ。

1. 安全・安心

(5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知

【課題】 海外渡航者が、海外安全対策を適切にとるよう周知を図る。

春の海外安全対策強化キャンペーン（3月22日～5月13日） 各種事業

1. 「たびレジ」登録促進 累計「たびレジ」登録者数は、約454万人（3月31日現在）。

※「たびレジ」は、旅先の最新の安全情報が日本語のメールで届く、外務省の無料メール配信サービス

① デジタル広告及び新聞広告



FB: 「たびレジ」広報動画や海外安全情報の発信。
Google: 海外に渡航する蓋然性の高い層に直接リーチする形の広報。

② ポスターの掲示



③ 羽田空港イベント出展（3月22日～24日）



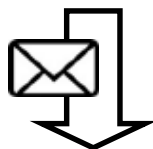
羽田空港が主催するイベントに外務省のブースを出展するとともに、「おかずクラブ」による海外安全対策に関するトークイベントを開催。

2. 海外安全強化のための施策

④ 10連休に向けた海外安全広域情報の発信



領事メール



⑤ スマホ用「海外安全アプリ」のリニューアル（3月27日）

利用者のニーズに応えたより利用しやすいアプリとしてリニューアル



⑥ 海外安全クイズ（Eラーニング教材）発表（4月中旬）

クイズ形式で海外安全対策への理解を深められるHPの新規公開



2. 医療

○患者の治療等の支障防止

【課題】

- 10連休において最低限必要な医療機能が地域ごとに確実に提供されるよう、適切に対応できる体制を構築する。

【厚生労働省HP】

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ホーム | お問い合わせ窓口 | よくある御質問
カスタム検索

テーマ別を探す | 報道・広報 | 政策について | 厚生労働省について | 統計情報・日直 | 所管

ホーム > 政策について > 労務政策の政策一覧 > 健康・医療 > 医療 > 医療提供のトピックス > 2019年4月27日から5月6日までの10連休における各都道府県の医療提供体制について

2019年4月27日から5月6日までの10連休における各都道府県の医療提供体制について

即位日等休日法の施行に伴う2019年4月27日から5月6日までの10連休における、各都道府県の医療提供体制についてお知らせします。

・都道府県別ホームページのリンク先（随時更新）
（各都道府県の掲載ページに移動します）

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県
埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県
岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県
鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県			

※リンクの無い箇所は、現在都道府県にて作業中

- ・医療機関の対応については、初期救急や二次救急、三次救急等の機能毎に都道府県がリストを作成しているところ。これを、各自治体において、医療機能情報提供制度等の公表システム、行政機関のHPや広報誌等の手段によって周知済予定。（※4月12日現在、37の都道府県がリストを公表済み。）
- ・厚生労働省のHPに、上記のリストが公表されている各都道府県HPのリンクを掲載。
- ・医薬品、医療機器等の供給については、各都道府県内の10連休における医療提供体制に従い、卸売販売業者と医療機関等で連携し、その間の供給体制を確保することとしている。
- ・診療報酬の休日加算や処方箋の交付の取扱いについて、周知徹底を図る旨、都道府県や関係団体等に対して通知を发出済み。

3. 交通

(1) 各交通機関の混雑への対応

(2) 宿泊施設の不足への対応

【課題】

- 利用者に支障が生じないようテロ対策・混雑対策を講じる旨、早期に周知徹底を図る必要。
- 旅行商品販売や宿泊予約に関する混乱等が生じないよう、適切に対応する必要。

各公共交通事業者等によるテロ対策の代表例

【鉄道】

- ・職員による巡回及び警戒腕章の着用
- ・駅の終夜点灯
- ・駅や列車内での警戒放送

【旅客船】

- ・船内、ターミナル巡視の強化
- ・乗船時の手荷物点検
- ・船内放送による旅客等への注意喚起・協力要請

【バス等】

- ・主要営業所・車庫における巡回の強化
- ・始業・終業時等における社内の点検
- ・バスジャック対策の再確認

【航空】

- ・空港周辺及び空港ターミナルビル内等の警戒警備
- ・搭乗旅客及び航空貨物等の検査
- ・航空機周辺の不審者の有無を監視

各公共交通事業者等に対する混雑対策の周知

不慣れな利用者向けの情報発信の充実や、旅客誘導・整理に係る要員の増員による案内の充実等、混雑対策について改めて徹底するよう周知を行い、混雑対策を着実に進める。

観光庁による情報発信の実例

即位日等休日法の施行に伴う大型連休中の旅行動向について

最終更新日：2019年4月3日

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の施行に伴い、本年4月27日から5月6日まで10連休となります。当該期間中における日本国内の宿泊施設の予約状況と国内外への旅行商品の販売状況について、民間の各機関が以下のとおり発表を行っておりますので、当該期間中における旅行等を計画されている方はご参照ください。

概要

- ◎ 民間の調査会社の調査（本年3月25日時点）によれば、国内の宿泊施設の予約状況については
 - 連休前半は予約が取りにくくなっているものの、連休後半は比較的予約が取りやすい状況。
 - 宿泊料金については、連休前半は休日2週間前と比較して1.5倍程度に上昇しているものの、連休後半は落ち着きが見られる。（2月18日時点の調査結果と3月25日時点での調査結果を比較すると、宿泊料金が低下している地域が多い。）
 - 都道府県別にみると、京都府や沖縄県は8割以上の宿泊施設が既に予約できなくなっている一方、予約可能な客室が残っている宿泊施設が4～5割程度存在している都道府県も多数ある。
- ◎ （一社）日本旅行業協会によれば、旅行商品の販売状況については、海外旅行、国内旅行いずれも出発日や目的地を選べば、依然として予約が可能なものも多い。

宿泊施設の予約状況データ（公表例）

各都道府県の予約が取れなかった宿泊施設の割合（2019年3月25日発表）

都道府県	4月27日	4月28日	4月29日	4月30日	5月1日	5月2日	5月3日	5月4日	5月5日	5月6日	平均
北海道	67.6%	71.0%	71.0%	70.4%	69.2%	69.8%	61.2%	49.0%	44.4%	44.4%	61.8%
岩手県	75.4%	73.6%	70.5%	65.7%	60.5%	65.6%	56.7%	41.6%	37.2%	35.8%	58.3%
宮城県	72.6%	59.7%	55.5%	54.1%	51.5%	57.9%	52.4%	37.7%	29.2%	31.0%	50.2%
京都府	88.3%	89.0%	88.3%	87.7%	86.9%	87.7%	86.2%	83.0%	82.1%	82.7%	86.2%
沖縄県	89.6%	93.7%	94.2%	93.9%	92.6%	90.6%	84.2%	79.1%	76.0%	75.5%	86.9%

4．需要の増加等

(1) 運輸業における対応

【課題】

連休期間前後に運送及び入出庫に係る依頼が過度に集中することなどにより、国民生活に支障が生じることを避ける観点等から、業界団体等に対して、荷主等と予め調整するよう必要に応じて周知を行う等の措置を講ずる。

運送事業者が実施した主な対策

【倉庫業】

- ・連休期間やその前後における対応について荷主等との事前調整等を実施。
- ・一部の事業者では、ホームページ上で連休中の営業体制に関する情報提供を実施。

【貨物利用運送業】

- ・ホームページ上での連休中の営業体制の周知や荷主等との事前調整、物量の予測に応じたシフト調整を行う等の対策を実施。

【海運業】

- ・3月中から荷主の意向の把握、運航スケジュールの調整を実施。
- ・一部の事業者では、スケジュール調整の上、10連休中でも荷主・受け荷主が稼働する場合には運航を検討。

【トラック運送業】

- ・路線事業者においては、連休期間中の営業体制（日によって、終日休業、配達のみ実施、幹線輸送の減便など）等について、事前に顧客と相談の上で、ホームページ上で情報提供を行う等の対応を実施。
- ・宅配便事業者においては、連休期間中も通常どおり営業予定。

【港湾運送業】

- ・連休期間中の主要なコンテナターミナルのゲートオープン日時や荷役の日時について、3月下旬以降順次ホームページへの掲載等により情報発信。

【貨物鉄道業】

- ・JR貨物においては、連休期間前後及び連休期間中の鉄道貨物輸送ダイヤを関係者に情報提供し、当該期間中に鉄道貨物輸送に影響が出ないよう調整を実施。

4. 需要の増加等

(2) 小売業等における対応

[課題]

需要の増加により混乱を来すことが懸念されることから、予想される状況について周知徹底等を図り、取引先、消費者等の理解と協力が得られるようにする。

- 小売業においては、2月下旬に、経産省・農水省から流通11団体に対し、会員企業への周知、懸念される課題報告の依頼文書を発出。
- これまで、①現金の管理、②ゴミの回収、③従業員の確保、が主な懸念との声が寄せられているところ。
- このため、4月2日に流通団体を集めた場で、既に企業が行っているベストプラクティスの紹介と、そこから想定される事業者が取るべき対応について改めて会員企業に周知するよう依頼。
- 具体的には、①現金の管理については、「必要な金額を予め確保するよう事前案内を行う」、②ゴミの回収については、「自治体毎に対応が異なることから事前に問合せを行うこと」など
- 卸売市場については、卸売市場における出荷や買出しに混乱を来さないよう中央卸売市場及び地方卸売市場の開設者に文書を通知し、改めて卸売業者・仲卸業者と取引先との間で連休中の休開市日が共有されるよう周知。

		連休中開場日数
札幌市中央卸売市場	青果・水産	4日/10日
仙台市中央卸売市場	青果	5日/10日
	水産	6日/10日
東京都中央卸売市場	青果・水産	5日/10日
名古屋市中央卸売市場（本場）	青果・水産	6日/10日
大阪市中央卸売市場	青果・水産	5日/10日
福岡市中央卸売市場	青果	5日/10日
	水産	5日/10日
長野地方卸売市場	青果・水産	5日/10日
熊本地方卸売市場	青果・水産	6日/10日

卸売市場における即位日等休日法の施行に伴う
大型連休期間中の休開市日予定の一例

4. 需要の増加等

(3) 郵便サービスの対応

[課題]

10連休中の日本郵政グループの関係業務について、利用者の混乱を招かないように十分な周知を行う等、適切に対応する。

- ・平成31年2月27日に日本郵政グループにおいて、特例として5月2日(木・休日)に普通郵便物等の配達を行うこと等、下表の内容をプレスリリース
- ・日本郵便ホームページにお知らせを掲載するほか、全国の郵便局窓口でポスター掲示、郵便ポストのステッカー貼付等を行い、10連休中における対応について周知を実施

		4月27日(土)	4月28日(日)～5月1日(水・祝)	5月2日(木・休)	5月3日(金・祝)～5月6日(月・休)
郵便物・荷物の配達					
	普通郵便物、特定記録郵便物、 一般のゆうメール等	配達	配達休止	配達	配達休止
	速達、書留、ゆうパック等	配達			
郵便局窓口	郵便	原則、取扱いなし。(ゆうゆう窓口、商業施設内郵便局等の一部郵便局窓口は利用可能)			
	貯金、保険	取扱いなし。			
ゆうちょ銀行のATM		利用可能(ただし、土曜・日曜・祝日・休日に営業しているATMに限る。)			

4. 需要の増加等

(4) 廃家電の円滑な引取り

【課題】

家電リサイクル法に基づく製造業者等の廃家電4品目の指定引取場所について、各地域において円滑な引取りが行われるようにする。

- 家電4品目の製造業者等が決定した指定引取場所の営業日によると、全国333箇所の指定引取場所のうち、302箇所(約91%)においては、10連休期間中に3日を超える連続休業は生じない。残りの指定引取場所についても、多くの箇所で適宜振替臨時営業日が設定された。
- 家電4品目については、どの指定引取場所であっても、排出地域やメーカーに関わらず、すべての廃家電4品目の引取りを行っている。このため、10連休期間中における指定引取場所の円滑な廃家電4品目の引取りは確保される見込み。

10連休期間中における指定引取場所の営業日設定の例(最も多い例)

4月27日 (土)	4月28日 (日)	4月29日 (月・祝)	4月30日 (火・休)	5月1日 (水・休)	5月2日 (木・休)	5月3日 (金・祝)	5月4日 (土・祝)	5月5日 (日・祝)	5月6日 (月・休)
営業	休業	休業	営業	休業	休業	休業	営業	休業	休業

(注) 家電リサイクル法の対象機器である「家電4品目」とは、家庭用の「エアコン」、「テレビ」、「冷蔵庫・冷凍庫」及び「洗濯機・衣類乾燥機」。

4. 需要の増加等

(5) 一般家庭のごみ収集

[課題]

10連休において生活環境衛生上の悪影響が生じないように、円滑なごみ収集体制の確保を行う。

●連休中の適切な収集体制の確保についての周知

生活環境衛生上の悪影響が懸念される生ごみ・可燃ごみ収集体制については、通常、年始以外は祝日であっても市区町村の判断で収集を行う等の対応がなされているところ。

今般の10連休においても適切な対応が取られるよう、本年2月に環境省から事務連絡を発出し、周知。



●市区町村の対応状況

- 全国の市区町村において、地域の実情に応じた適切なごみ収集スケジュールを設定。
- 環境省の調査によると、今般の10連休において、生ごみ・可燃ごみ等の収集について、平時と同様に収集する予定、又は平時より頻度を減らすが1週間に1回以上収集する予定等の市区町村が99.5%。

大型連休における ごみ収集の対応	市区町村数
平時と同様に収集する予定、又は平時より頻度を減らすが1週間に1回以上収集する予定等。	1,731
10連休中は収集しないが、ごみ処理施設への直接搬入を可能としている。	1
通常の収集頻度に鑑みると、10連休中は収集しなくても問題はない等。※	7
合計	1,739

※例えば、徳島県神山町では、「燃やすごみ」について、通常時も月に2～3回の収集となっている。

5. 雇用等

(1) 長時間労働の抑制等 (2) 時給・日給労働者の収入減少への対応 (3) 生活困窮者支援

【課題】 10連休中に勤務する労働者の長時間労働の抑制等について適切に対応されるよう関係団体等に適切な配慮への協力を依頼する。

■ 即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体・企業に対し、業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待する旨の周知済み。

■ 厚生労働省ホームページ(労働基準法Q & A)に10連休についてのQ & Aを掲載済み。

(団体ヒアリングの概要)

<協力依頼及びヒアリング訪問先>

日本経済団体連合会、全国中小企業団体中央会、日本商工会議所、
日本人材派遣協会等(9団体)

<主なコメント>

- ・収入減少については、特段の相談はない。
- ・年間のカレンダーを労使協定で前年中に決定し、GWが従来から9連休になっている業種もある。
- ・派遣については、例年より休日が3日増え収入が減るかもしれないが、現時点では、10連休中の就業の希望はそれほど多くはない。また、例えば、年間カレンダーにより就業日が決定されているような場合は、10連休以外の就業日を増やすこと等により年収ベースでは通常と変わらないのではないか。

厚労省HP10連休についてのQ&A

Q1

使用者は、本年4月27日から5月6日まで必ず労働者に休みを取らせなければ、労働基準法の違反となりますか。

A1

労働基準法(昭和22年法律第44号)第35条は、少なくとも毎週1回又は4週4日以上以上の休日を与えることを義務付けていますが、祝日の「国民の祝日」に労働者を休ませることを義務付けるものではありません。労働基準法第35条の規定を満たす限り、「国民の祝日」を休日としなくても、労働基準法違反となるものではありません。

この場合でも、天皇の御位に就き、国民こそって祝意を表するという即位日等休日法の趣旨や、国民の祝日の趣旨等にかんがみ、労使間の話し合いによって、国民の祝日・休日に労働者を休ませ、その場合に賃金の減収を生じないようにすることが望ましいことはいうまでもありません。なお、今回の10連休が繁忙期に当たるような場合には、例えば、その後に労働者の連続休暇を確保することも考えられます。

■生活困窮者支援

- ・厚生労働省より自治体に対し、生活保護、生活困窮者自立支援、ホームレス支援について、地域の実情を踏まえながら、連休中も適切に対応するよう、主管課長会議の場や事務連絡によって依頼済み。
- ・5月分の保護費の支給日は連休直前の休日でない日へ繰り上げるよう自治体に依頼済み。
- ・適切な対応の例

○10連休中に市役所の宿直職員等が把握した情報について各制度担当に随時連絡する体制を整備すること

○連休中も数日、福祉事務所に職員を配置し相談を受け付けること

○一時生活支援事業(※)による宿泊場所を確保すること

(※) ホームレス等に対し一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を提供するもの

6. 保育その他の福祉サービス

(1) 保育の確保

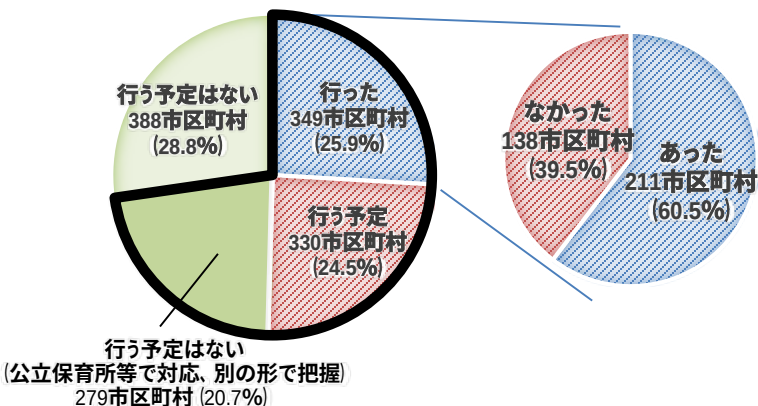
【課題】

10連休中において、一時預かり事業等による保育を十分提供できるよう、自治体へのフォローアップ調査を踏まえ、自治体への働きかけを強化する。また、放課後児童クラブについても、利用者に支障を生じさせないように引き続き対応する。

(1) ニーズ調査の結果 (保育所等)

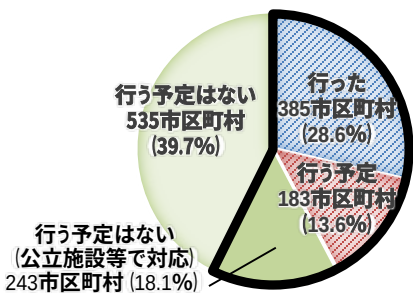
※調査期間：平成31年3月18日～4月1日 (数値は4月1日時点)

1. 10連休中の追加の保育ニーズについて把握を行ったか。また、行った結果利用希望はあったか。



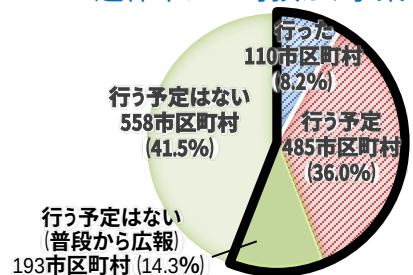
- 回答のあった全市区町村 (1346市区町村) のうち、349市区町村 (25.9%) はニーズ把握を実施済み、330市区町村 (24.5%) はニーズ把握を実施予定。
- ニーズ把握を実施した349市区町村のうち、211市区町村 (60.5%) にはニーズがあり、138市区町村 (39.5%) にはニーズがなかった。
- ニーズ把握を行う予定のない667市区町村 (49.6%) のうち、今回特別に把握をしなくても支障がないことが確認できたのは、279市区町村 (20.7%)。その内訳は下記のとおり。
 - ・171市区町村 (12.7%) は既に公立保育所等で対応することとしているため。
 - ・108市区町村 (8.0%) は、別の形でニーズを把握しているため。
- 上記以外のニーズ把握を行う予定がない388市区町村 (28.8%) に対しては、再度、ニーズ把握を適切に実施するよう要請。

2. 保育所等に対して、10連休中の対応について要請を行ったか。



- 回答のあった全市区町村 (1346市区町村) のうち、385市区町村 (28.6%) は要請を実施済み、183市区町村 (13.6%) は、要請を実施予定。
- 要請を実施する予定のない778市区町村 (57.8%) のうち、公立施設等で対応するため、今回特別に要請をしなくても支障がないことが確認できたのは、243市区町村 (18.1%)。
- 上記以外の要請を実施する予定のない535市区町村 (39.7%) に対しては、ニーズ把握した上で必要があれば、保育所等に対して要請を実施するよう、再度、市区町村に要請。

3. 10連休中に一時預かり事業を実施する保育所等やファミリー・サポート・センター提供会員の情報について、一覧にするなどの広報を行ったか。

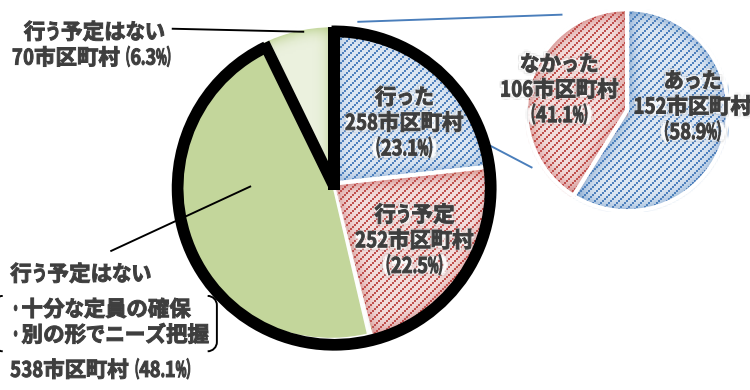


- 回答のあった全市区町村 (1346市区町村) のうち、110市区町村 (8.2%) は広報を実施済み、485市区町村 (36.0%) は広報を実施予定。
- 特別な広報を実施する予定のない751市区町村のうち、普段から日曜・祝日の一時預かり事業やファミリー・サポート・センター等の情報を広報しているため、今回特別に広報をしなくても支障がないことが確認できたのは、193市区町村 (14.3%)。
- 上記以外の広報を実施する予定のない558市区町村 (41.5%) に対しては、ニーズを把握した上で必要があれば、広報を実施するよう、再度、市区町村に要請。

(2) ニーズ調査の結果 (放課後児童クラブ)

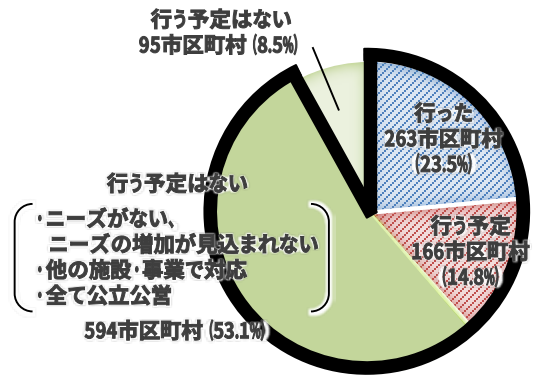
※調査期間:平成31年3月18日～4月1日 (数値は4月1日時点)

1. 10連休における放課後児童クラブのニーズについて把握を行ったか。また、行った結果、利用希望はあったか。



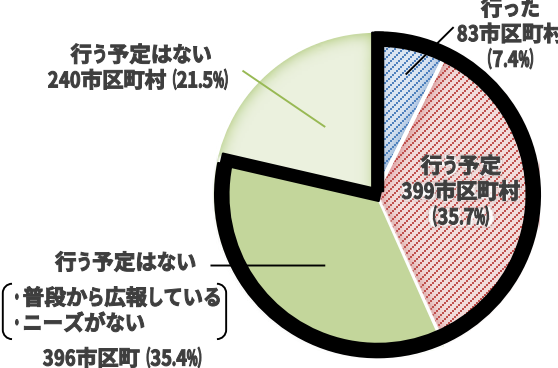
- 回答のあった全市区町村 (1,118市区町村) のうち、258市区町村 (23.1%) はニーズ把握を実施済み、252市区町村 (22.5%) はニーズ把握を実施予定。
- ニーズ把握を実施した258市区町村のうち、152市区町村 (58.9%) にはニーズがあり、106市区町村 (41.1%) にはニーズがなかった。
- ニーズ把握を行う予定のない608市区町村 (54.4%) のうち、今回特別に把握をしなくても支障がないことが確認できたのは、538市区町村 (48.1%)。その内訳は下記のとおり。
 - ・226市区町村 (20.2%) は、ニーズが増加したとしても十分な放課後児童クラブの定員を確保しているため。
 - ・312市区町村 (27.9%) は、別の形でニーズ把握をしているため。
- 上記以外のニーズ把握を行う予定のない70市区町村 (6.3%) に対しては、再度、ニーズ把握を適切に実施するよう要請。

2. 放課後児童クラブ等に対して、10連休中の対応について要請を行ったか。



- 回答のあった全市区町村 (1,118市区町村) のうち、263市区町村 (23.5%) は要請を実施済み、166市区町村 (14.8%) は要請を実施予定。
- 要請を実施する予定のない689市区町村 (61.6%) のうち、今回特別に要請をしなくても支障がないことが確認できたのは、594市区町村 (53.1%)。その内訳は下記のとおり。
 - ・531市区町村 (47.5%) は、ニーズがない、またはニーズの増加が見込まれないため。
 - ・37市区町村 (3.3%) は、他の施設・事業で対応するため。
 - ・26市区町村 (2.3%) は、すべて公立公営の放課後児童クラブであるため。
- 上記以外の要請を実施する予定のない95市区町村 (8.5%) に対しては、ニーズ把握した上で必要があれば、放課後児童クラブ等に対して要請を実施するよう、再度、市区町村に要請。

3. 10連休中に開所予定の放課後児童クラブや、児童館、ファミリー・サポート・センターなど子どもの居場所となる施設・事業について、リストにまとめるなどした上で広報を行ったか。



- 回答のあった全市区町村 (1,118市区町村) のうち、83市区町村 (7.4%) は広報を実施済み、399市区町村 (35.7%) は広報を実施予定。
- 特別な広報を実施する予定のない636市区町村 (56.9%) のうち、今回特別に広報をしなくても支障がないことが確認できたのは、396市区町村 (35.4%)。その内訳は下記のとおり。
 - ・212市区町村 (19.0%) は、普段から、日曜・祝日に開所している放課後児童クラブや児童館、ファミリー・サポート・センターについて広報しているため。
 - ・184市区町村 (16.5%) は、ニーズがないため。
- 上記以外の広報を実施する予定のない240市区町村 (21.5%) に対しては、ニーズ把握した上で必要があれば、広報を実施するよう、再度、市区町村に要請。

6. 保育その他の福祉サービス

(2) その他必要な福祉の確保

【課題】

- 10連休中も、介護サービス利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保について、関係者や自治体に要請する。
- 障害福祉サービス等に関しても、10連休中も必要なサービスが確保されるよう、自治体等に要請する。

<介護サービス>

介護サービスに関しては、3月20日に、10連休中においても利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制確保について要請する通知を関係者や自治体に発出済み。

(通知を受けた対応例)

- ・ 介護サービスに関しては、通常の連休と同様の対応。
- ・ 医療機関等との連携については、10連休中における医療機関の開業日等の情報について、情報共有。
- ・ 介護サービス事業所において、10連休中の協力医療機関の体制を事前に確認し、対応できない日は他の医療機関に協力を依頼するなど、利用者の緊急受入先を確保。

<障害福祉サービス等>

障害福祉サービス等に関しては、3月14日に、10連休中においても障害児者の生活に支障を来すことのないよう、地域の実情に応じたサービス確保について要請する通知を関係者や自治体宛に発出済み。

(通知を受けた対応例)

- ・ 通所系サービスについては、開所日を増やし、3日に1回は開所する、2日と4日は開所するなど。
- ・ 訪問系サービス、施設サービスについては、平常どおり対応など。

8. 広報・周知等

(1) 国民向け広報の実施

【課題】

即位日等休日法の趣旨、10連休中の対応等について、国民に広く周知徹底を図る。

■政府広報等の実施例

政府広報オンライン



3. 10連休中、病院や金融機関、行政サービスはどうなるの？

国民生活に支障が生じないように、各分野で対応していきます。

「天皇の即位の日」を念めて最大10連休となる今年のゴールデンウィークですが、医療機関や郵便など3連休明け10日明け休みになると、生活に支障が生じるのではないかと心配する声もあります。10連休によって国民生活に支障が生じないようにするために、厚生労働省が医療や金融機関、医療機関、交通機関などと連携協力をし、対応を臨むこととしています。

各分野の対応について、以下にまとめました。10連休の各機関・施設での対応については、いつもご利用になっているそれぞれの窓口にご確認ください。

<各分野における連休中の対応>

■医療機関

年末年始などの休日と同様に、救急科や感染症科で休日診療を行うものと想定されています。休日診療医はあらかじめ各自治体のホームページへ、かかりつけ医がいる場合は、事前に相談を。

■交通機関

年末年始や大型連休などの連休と異なり連休中と想定されていますが、詳しくは各交通機関のHP等にご確認ください。

■金融機関

10連休中、ATMを利用した現金の引出し等のサービスは、通常の土日・休日と同様に利用できます。ただし、金融機関の窓口、郵便局の窓口が10連休となるため、連休明けに窓口が再開する。休日窓口が変更されるための場合は各窓口が変更となる等の影響が考えられます。

このため、店舗を訪問するための場合は事前に各店舗に確認を。決断は日によって変更されることに伴う場合は各店舗が変更される。各店舗に確認する等の準備が必要です。ご確認ください。

証券取引所については、10日間の休業日となりますが、証券取引所、証券会社において、連日営業して対応をさせていただきます。ようお祈りするとともに、システムリスクの軽減等を徹底いたします。

具体的対応については各証券会社や証券取引所、証券会社にご確認ください。

(参考) 関連リンク

- 金融機関協会
- 中小企業庁

10連休に係る消費税率引上げ関係情報窓口の対応について

- 株式会社日本政策投資銀行(JDF)

- 株式会社経済産業政策センター

- 株式会社経済産業政策センター

- 一般社団法人全国消費税率引上げ推進協会

- 日本消費税率引上げ推進協会

- <https://www.jpf.go.jp/corporate/news-release/2020/20181221-01.html>

- <https://www.jpf.go.jp/summary/1030/20180115-01.html>

BS番組



ラジオ番組



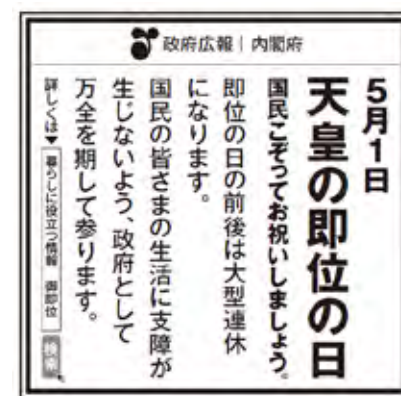
政府からのお知らせ

テーマ 天皇陛下御即位の日を休日とする法律

【関連リンク】

内容 憲法内で、「天皇陛下御即位の日を休日とする法律」についてお伝えします。

新聞広告



チラシ



8. 広報・周知等

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

【課題】

- 連休中に在留期間が満了する在留外国人に対して、連休前に行うべき在留諸申請に関する手続きを周知する。
- 訪日外国人旅行者の方々に混乱が生じないようにするため、必要な情報発信を行う。

4月中旬に、右の案内文7か国語(日、英、中、韓、越、西、葡)版を全国の地方出入国在留管理官署の窓口やホームページに掲載し、連休に当たっての在留諸申請に関する注意点を周知します。

GW(ゴールデンウィーク)中に在留期間が満了する方へ(お知らせ)

大型連休前の「在留諸申請」はお済みですか?

申請期間

- 在留資格変更許可申請
在留資格の変更の事由が生じたときから在留期間満了日以前。
- 在留期間更新許可申請
在留期間の満了する日以前(6か月以上の在留期間を有する者については在留期間の満了するおおむね3か月前から)。
- 在留資格取得許可申請
資格の取得の事由が生じた日から30日以内。

現行制度の取扱

申請期間満了の末日が休日に当たる場合

- 在留資格取得許可申請
申請期間の末日が休日の場合、当該期間は直近の開庁日まで延長されます。
- 在留資格変更許可申請及び在留期間更新許可申請
在留期間の満了日が休日に当たる場合で、当該申請が直近の開庁日に提出されたときは、通常の申請受付期間内の申請として受け付けられます。

申請はお早めに!!

4月				5月						
27日	28日	29日	30日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日
GW										
GW期間中は申請受付が停止します(※)										
申請可										

出入国在留管理庁 出入国在留管理局

外国人在留協会
インフォメーションセンター
0570-013904

GW中に在留期間が満了した方は必ずこの日に申請します。

8. 広報・周知等

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

【課題】

- 連休中に在留期間が満了する在留外国人に対して、連休前に行うべき在留諸申請に関する手続きを周知する。
- 訪日外国人旅行者の方々に混乱が生じないようにするため、必要な情報発信を行う。



日本政府観光局の海外向けSNSにて、GWが10連休になること、当該期間の交通機関や金融機関に関する情報を発信



日本政府観光局の海外向けウェブサイト
で外国語対応可能な医療機関の情報を発信中

即位日等休日法の施行に伴う大型連休への対応について

平成 31 年 2 月 25 日
即位日等休日法の円滑な施行
に関する関係省庁等連絡会議
平成 31 年 3 月 25 日
— 部 改 定
平成 31 年 4 月 15 日
— 部 改 定

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 30 年法律第 99 号。以下「即位日等休日法」という。）の施行に伴う 5 月の大型連休への対応については、国民生活に支障が生じることがないように、関係省庁等が連携し、政府として万全を期していくことが求められている。

このため、即位日等休日法の円滑な施行に関する関係省庁等連絡会議を開催し、現時点における対応状況について以下のとおり取りまとめたところ。本取組については、今後も引き続きフォローアップを行う。

1. 安全・安心

（1）電気、ガス、水道等のライフラインの維持

① 連休中の電気、ガスの安定供給

- ・電力・ガスの供給に支障が生じないように、通常の連休と同様に、関係事業者及び関係機関に対し万全な体制整備を依頼済み。
- ・電力・ガスに係る事業者等において、安定供給に支障がないよう関係機関等との緊密な連携の下、万全な体制を整える。

② 連休中の水道水の安定供給

- ・水道法上、水道事業者には水道水を常時供給する義務が課されており、10 連休中も、これまでの連休や年末年始と同様、水道事業者は業務の実施体制を確保し、水質管理、必要な開栓対応、漏水事故対応等を行う。
- ・なお、水道事業における対応に万全を期すため、連休中の水道の安定供給について、薬品等の物資の調達体制の確保や非常時の人員確保等の体制整備を注意喚起する事務連絡を発出済み。

（2）金融システムの稼働

① 連休前後の証券取引所等の対応

- ・連休明けの決算発表について、連休による営業日数の減少により決算期末後 45 日以内の確定が難しい場合には、確定次第直ちに（50 日を超える場合には理由等）その内容を開示することを求める旨を周知済み。
- ・連休に対応し、証券取引所に対し、
 - a) 個人投資家等への十分な周知や、証券会社に対し投資家への丁寧な相談を促すこと
 - b) 連休前後に売買が集中した場合などを想定したシステムリスクの点検
 - c) 連休前後における売買監視の徹底などを要請済み（2018 年 12 月、2019 年 3 月に要請）。
- ・証券取引所は上記の要請を踏まえ、
 - a) 取引所の HP 及び新聞紙面広告等により投資家に広く周知徹底を行ったほか、証券会社に対し、投資家への丁寧な相談及びシステムリスクの点検等を要請
 - b) 取引所においてシステムリスクの点検を実施し、当該点検の結果、問題のない旨取引所 HP にて公表
 - c) 連休前後の売買監視を徹底して行うため、人員増強を含む体制整備等を実施予定
- ・金融庁の HP に市場監視の強化や関係当局との連携について掲載（2019 年 3 月）。
- ・主要証券会社に対し、10 連休中における海外証券市場の動きに備え顧客に売買等の機会を確保することを要請した。これを受けて、大手証券会社、ネット証券会社（約 20 社）を中心に、10 連休の間、外国株式・日経 225 先物等を取り扱う予定。
- ・日本証券業協会に対し 10 連休中に外国株式・日経 225 先物等の取引ができる証券会社を公表することを要請し、これを受けて同協会が HP において 4 月 11 日に公表。
- ・日本株や関連商品を取り扱う海外取引所やその取引所が存在する外国市場監視当局に対し、日本の市場が 10 連休となることを注意喚起するとともに、特に日本株関連の取引の市場監視の連携を強化。
- ・市場監視を行う取引所の人員を大幅に増員（最大時に倍増）し、監視基準を通常よりも強化。

② 金融機関の対応

- ・原則、全ての金融機関・コンビニ ATM は、通常の土日・祝日と同様に稼働。金融機関においては、ATM 内の現金残高を監視し、

現金が一定数以下等の場合にはアラーム検知を行い、速やかに現金補填を行う等の対応を通常以上に徹底。現金補填を担う警備会社における人員や現金保有量等についても、確認・増加等を徹底。

- ・中小企業等の資金繰りに関しては、各金融機関において、10 連休に際した資金計画の必要性等について、中小企業である顧客に対し、電話・訪問等を通じた個別・能動的な注意喚起を徹底。金融庁においても、各金融機関に対し、10 連休に伴う一時的な資金需要には原則として応じるよう要請済み。
- ・政府系金融機関等においても、特別相談窓口の設置を含め、顧客への周知・注意喚起を徹底していくほか、日本政策金融公庫においては通常とは別枠での融資を実施。
- ・このほか、営業店の非営業日が 10 日間連続することを踏まえ必要なシステム改修や事務態勢の構築を、各金融機関において徹底。
- ・また、上記の様な営業予定(ATM 稼働の旨や店舗の休業予定等)や資金計画の必要性その他の留意事項等について、顧客に対し、店頭ポスターやウェブサイト等で、周知徹底。
- ・引き続き、金融庁・中小企業庁の連携の下、政府系を含む各金融機関等に対し、顧客周知や相談対応等に万全な対応がなされるよう、モニタリング。

(3) 連休中の為替市場の動向把握と必要に応じた対応

- ・通常の連休と同様に常時モニタリングを実施し、必要に応じた対応を行う。

(4) 災害時の対応等

- ・大規模自然災害など、緊急事態に適切に対処するため、平素から、夜間、休日も含め、常時、関係省庁が連携し、対応できる体制を整備しているところ。10 連休中も、年末年始や週休日等と同様、危機管理要員による参集体制を確実に構築し、災害への対応に万全を期す。
- ・災害関係の行政窓口については、関係機関が連携しつつ、地域の実情を踏まえながら、10 連休において住民の生活に支障を生じさせないため適切な対応がとられるよう、周知済み。

(5) 海外旅行の増加を見据えた海外安全対策の周知

- ・国民の安全対策意識向上のため、外務省海外安全ホームページ等を通じた海外安全情報の発信や、「たびレジ」(外務省海外安

全情報配信サービス）登録を促進するための広報を実施予定。

2. 医療

○ 患者の治療等の支障防止

- ・過去に例の無い長期の連休となることから、
 - 救急機能をどこの医療機関が引き受けるのか
 - 外来機能についてはどの程度提供するのか
 - 在宅患者はどのようにフォローするのか
- 等の論点について整理した上で、都道府県に対して以下の事項を通知により依頼済み。
- 必要に応じ地域ごとに関係者が集まる場を設定し協議することを求め、必要な体制が取られていることを確認しその体制について住民等に周知すること。
 - ・診療報酬の休日加算や処方箋の交付の取扱いについて、周知徹底を図る旨、都道府県や関係団体等に対して通知を発出済み。
 - ・厚生労働省のHPに、10連休中の医療提供体制が掲載された各都道府県HPのリンクを掲載。

3. 交通

(1) 各交通機関の混雑への対応

- ・交通機関の予約状況等について、必要な情報を国土交通省から発信する。また、公共交通事業者等に対しては、利用者に支障が生じないように、不慣れな利用者向けの情報発信の充実や旅客誘導・整理に係る要員の増員による案内の充実等の混雑対策を徹底する旨、各所管業界団体等に対して通知を発出済み。
- ・公共交通事業者等に対して、利用者に支障が生じないように、テロ対策を徹底する旨、早期に各所管業界団体等に対して通知を発出済み。当該通知を受け、各公共交通事業者等において、テロ対策の徹底に係る取組を着実に進めている。

(2) 宿泊施設の不足への対応

- ・関係業界等からのヒアリング等を通じて、予約状況の推移を注視するとともに、大型連休中の旅行動向について観光庁ホームページで情報発信を実施済み。

4. 需要の増加等

(1) 運輸業における対応

- ・倉庫事業者、利用運送事業者、海運事業者及びトラック運送事業者に対しては、連休期間前後における入出庫や運送に係る依頼の過度な集中などにより国民生活に支障が生じることを

避ける観点から、業界団体等に対して、荷主等と十分な時間的余裕を持って調整を行う等の必要な対応を依頼済み。

- ・港湾運送事業者に対しても、同様の観点から、業界団体を通じて、連休期間中のコンテナターミナルのゲートオープン日時等を予め情報発信するよう依頼済み。
- ・貨物鉄道事業者に対しては、連休期間前後および連休期間中の輸送ダイヤを前広に周知するよう依頼済み。
- ・以上の依頼を受け、各事業者において連休期間中の営業体制の周知を行う等、事前調整を実施しているところ。
- ・なお、宅配事業については、通常通り営業予定。

（２）小売業等における対応

- ・小売業においては、これまでの大型連休や年末年始において、従業員の確保や需要増を見越した在庫確保等の対応を実施。今回の 10 連休においても、各事業者において同様の対応が行われるものと想定しているが、農水省及び経産省から関係団体に対し、会員企業への周知・協力依頼文書を発出済み。今後、3 月に関係団体から報告された課題を取りまとめ、5 月の大型連休に間に合うよう、4 月上旬以降各事業者による対応を促す。
- ・卸売市場については、開設者からの報告によれば、これまでの大型連休と同様、10 連休中も臨時開業日を設定予定であり、小売店、飲食店の買出しは可能。

（３）郵便サービスの対応

- ・即位日等休日法の公布等について日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社へ通知を発出し、関係業務に関し万全の対策を講じ、利用者の混乱を招かないよう丁寧かつ十分な周知を行う等、適切に対応するよう要請済み。
- ・日本郵政株式会社及び日本郵便株式会社において、普通郵便物等は 4 月 27 日（土）に通常どおり配達するほか、特例として 5 月 2 日（木・休日）に配達を行うこと、速達・書留・ゆうパック等は連休中も毎日配達を行うこと等、10 連休中における対応を公表済み。
- ・日本郵便ホームページにお知らせを掲載するほか、全国の郵便局窓口でポスター掲示、郵便ポストのステッカー貼付等を行い、10 連休中における対応について周知を実施。

（４）廃家電の円滑な引取り

- ・連休中においても各地域において円滑な廃家電4品目の引取りができるように、所要の対策を講じることについて、家電4品目の製造業者等に要請した。
- ・製造業者等において、指定引取場所の振替臨時営業日を随時設けることで、10連休中に各指定引取場所において3日を超える連続休業が生じないようにすることを基本として、各指定引取場所の営業日を設定した。製造業者等から、小売業者・市町村・排出者への営業日の周知を実施。
- ・経済産業省及び環境省においても、小売業者や排出者に対して、各指定引取場所の営業日を確認して廃家電4品目の持込みを行うよう周知を実施。

(5) 一般家庭のごみ収集

- ・通常、年始以外は、祝日であっても市区町村の判断でごみ収集を行う等の対応がなされているところ、今般の10連休においても、適切な対応がとられるよう、市区町村における対応状況の把握及び周知を行った。

5. 雇用等

(1) 長時間労働の抑制等

- ・即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体・企業に対し、業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待する旨の周知済み。
- ・厚生労働省ホームページ（労働基準法Q & A）に10連休についてのQ & Aを掲載済み。

(2) 時給・日給労働者の収入減少への対応

- ・求人情報の活用も含め労働者に早めの備えを行うよう促すとともに、即位日等休日法の趣旨を踏まえつつ、関係団体・企業に対し、時給・日給労働者の収入減少について、業務の状況に応じて雇用主による労働者への適切な配慮を期待する旨を周知済み。

(3) 生活困窮者支援

- ・生活保護、生活困窮者自立支援、ホームレス支援について、地域の実情を踏まえながら、10連休中も適切な対応が行われるよう自治体に依頼済み。

6. 保育その他の福祉サービス

(1) 保育の確保

- ・休日や祝日における保育については、休日等に常態的に保育が必要な方を対象に、休日保育を実施している保育所において対応しているところ。
- ・また、休日等に常態的に保育を必要としてはいないが、突発的な事情等で保育が必要になった場合は、一時預かり事業等で対応されているところ。
- ・10 連休中においては、通常の休日等よりも多くの保育ニーズが生じる可能性があることから、一時預かり事業の受入れ人数の拡充のため、10 連休に限った補助の加算を創設。
- ・併せて、地域の実情に応じて、必要な保育ニーズを充足できるよう、①10 連休中に必要となる追加の保育ニーズの把握、②一時預かり事業の受入れ人数の拡充の事業者への要請、③10 連休中に利用できる事業者の住民への情報提供について自治体に対し要請済み。
- ・放課後児童クラブについては、10 連休中に開所予定のクラブについて、利用希望者に周知するとともに、複数のクラブを1つのクラブに集約し、他のクラブに登録している児童も利用可能とするなど、可能な限り利用希望者に支障を生じさせないように対応するよう自治体に対し要請済み。
- ・また、児童館など子どもの居場所となる施設・事業について、リストにまとめるなどした上で、利用希望者に分かりやすく周知するよう自治体に対し要請済み。

(2) その他必要な福祉の確保

- ・介護サービスに関しては、年末年始やゴールデンウィークを含め、連休中においても、各事業所の独自の判断で開所等の対応がなされているところ。10 連休中も、同様に、利用者の処遇に支障を来さないよう、医療機関等との連携協力体制の確保について、関係者や自治体に要請済み。
- ・障害福祉サービス等に関しても、10 連休中も必要なサービスが確保されるよう、自治体等に要請済み。

7. 教育・青少年

(1) 学生、生徒、児童、園児の心身の健康確保

- ・学生、生徒、児童及び園児の心身の健康の保持に向けて適切な対応が図られるよう、関係機関に対し周知。

(2) ぱちんこや公営競技の年齢による入場規制等の徹底

- ・ぱちんこ営業所においては、18歳未満の者と思われる者を把握した場合には年齢確認を行うなど、必要な措置を講じるべきものとされているところ、連休中においても、18歳未満の者を営業所に客として立ち入らせることのないよう徹底するよう、ぱちんこ業界に対して要請済み。
- ・競馬において、未成年者が馬券を購入することがないよう、各主催者は、競馬場内の放送やビジョンでの放映等により注意喚起を行うとともに、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行う。馬券購入が疑われる未成年者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、各主催者に対し通知済み。
- ・競輪・オートレースにおいて、未成年者が車券を購入することがないよう、各施行者が競輪場、オートレース場及び全場外発売場で注意喚起を行うとともに、全国競輪施行者協議会（以下、「全輪協」という。）及び全国小型自動車競走施行者協議会（以下、「全動協」という。）から各施行者に対し、車券購入をしようとする行為が見られない場合においても、未成年者と思われる者に対して積極的に注意喚起の声かけ及び年齢確認を実施する旨を通知済み。連休中においても、各施行者において警備員等による声かけ及び年齢確認を行い、未成年者の車券購入防止策を徹底するよう、全輪協及び全動協を通じて各施行者に対して済み。
- ・モーターボート競走において、未成年者が舟券を購入することがないよう、各施行者は、全ての競走場及び場外舟券売場の出走表、場内放送等において注意喚起を行うとともに、警備による未成年者による舟券の購入を防止するための確認を徹底しているところ、連休中においても、未成年者の舟券購入防止策を徹底するよう、各施行者に対して通知済み。

(3) 学校の授業時数の確保

- ・初等中等教育段階において、多くの学校では、自然災害等に備えて標準授業時数を超える授業時数を実態として設定している。
- ・また、仮に授業時数の確保に支障が生じる場合には、長期休業日等の休業日を授業日へ振り替えることや弾力的な時間割を編成すること等によって一般的に対応している。

8. 広報・周知等

(1) 国民向け広報の実施

- ・BS放送、インターネット広告、新聞広告、政府広報オンライン等の政府広報の様々な媒体や内閣府ホームページ等を活用し、即位日等休日法の趣旨、10連休中の対応に係る情報等について国民に広く周知徹底を図っている。

(2) 連休中の消費生活相談

- ・国民生活センターにおいて、連休中に都道府県や市区町村の消費生活センター等が開所していない場合、消費者ホットライン(188)経由にて相談受付を行っているところ。10連休中においても消費者ホットライン(188)にて、身近な相談窓口を案内、もしくは国民生活センターの相談窓口につなぐことを国民に広く周知済み。

(3) 連休中に在留期間が満了する在留外国人への対応

- ・地方出入国在留管理官署窓口やホームページにおいて、連休に当たっての在留諸申請に関する注意点について周知予定。

(4) 訪日外国人旅行者への情報発信

- ・訪日外国人旅行者に混乱が生じないように、日本政府観光局(JNTO)のソーシャルネットワークサービス等で情報発信を実施済み。